

令和元年第3回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第3日目）  
市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 令和元年9月13日（金） 午前10時07分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第7号）  
議第123号 平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（9名）
- |     |        |      |        |
|-----|--------|------|--------|
| 1番  | 尾形修平君  | 2番   | 大滝国吉君  |
| 4番  | 稲葉久美子君 | 5番   | 木村貞雄君  |
| 6番  | 長谷川孝君  | 7番   | 鈴木一之君  |
| 8番  | 河村幸雄君  | 9番   | 渡辺昌君   |
| 委員長 | 大滝国吉君  | 副委員長 | 鈴木いせ子君 |
- 5 欠席委員（1名）
- 3番 平山耕君
- 6 委員外議員
- 高田晃君 小杉武仁君 山田勉君
- 7 地方自治法第105条による出席者
- 議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
- なし
- 9 説明のため出席した者
- |               |             |
|---------------|-------------|
| 副市長           | 忠聡君         |
| 税務課長          | 建部昌文君       |
| 同課収納対策室長      | 大滝豊君（課長補佐）  |
| 同課市民税係副参事     | 国井敏文君       |
| 同課資産税係副参事     | 菊池隆君        |
| 市民課長          | 八藤後茂樹君      |
| 同課市民年金室長      | 川村勇治君（課長補佐） |
| 同課生活人権室長      | 佐藤正明君（課長補佐） |
| 環境課長          | 中村豊昭君       |
| 同課生活環境室長      | 本間研二君（課長補佐） |
| 同課生活環境室副参事    | 鈴木義貴君       |
| 同課生活環境室係長     | 伊藤良子君（課長補佐） |
| 同課生活環境室係長     | 堀内さゆり君      |
| 同課新エネルギー推進室長  | 田中章穂君（課長補佐） |
| 同課エネルギー推進室副参事 | 遠山勝行君       |
- 10 議会事務局職員
- |    |      |
|----|------|
| 局長 | 小林政一 |
| 書記 | 菅井洋子 |

（午前10時07分）

特別委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

○本日の委員会は、一般会計予算・決算審査特別委員会に設置した市民厚生分科会の所管事務についての税務課、市民課及び環境課所管分について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の例により行い、分科会の会長には常任委員長、副分科会長には常任副委員長を充て議事運営を行うこととし、議事進行を市民厚生分科会長に願った。

分科会長（渡辺 昌君）開会を宣する。

○当分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第5** 議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第7号）のうち市民厚生分科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長（税務課長 建部昌文君、市民課長 八藤後茂樹君、環境課長 中村豊昭君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

## 歳入

### 第1款 市税

（説明）

税務 課長 それでは、9P、10Pをお開きください。1款3項軽自動車税では、10月1日から税制改正によって県税としての自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が創設される。環境性能割のうち軽自動車分は市税になるため、予算科目を設置するとともに、前年度の新規登録台数から積算した200万円の計上をお願いするものである。以上だ。

## 歳入

### 第1款 市税

（質疑）

尾形 修平 これ200万円の積算根拠として、軽自動車どのぐらいの台数を見込んでいる。  
税務 課長 200台を見込んでいる。これは、軽自動車の環境性能割は県が徴収して、納付があった月の翌々月に市に払い込むので、平成31年度の歳入に計上されるのは、令和2年3月までに払い込みされた分ということで、令和元年10月から令和2年1月分までになる。昨年の10月から平成31年の1月までの新規登録台数が506台であったが、そこから消費税率が10%に引き上げられる影響と、それから消費税率引き上げに伴ってこの10月1日から来年の9月30日まで取得した軽自動車税の税率が軽自動車税の環境性能割の税率が1%軽減されるということで、この2020年度燃費基準達成車は非課税になるということから、この非課税車両が相当数出てくると思われることから、0.4掛けをして200台と見込んだというものである。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 歳出

### 第2款 総務費

(説明)

市民 課長 15P、16Pをごらんください。歳出、2款総務費、1項総務管理費、9目交通安全対策費になる。15節工事請負費、交通安全対策一般経費、工事請負費として199万1,000円の補正をお願いするものである。こちらは、6月18日に地震により傾き、その後解体された府屋駅前の駐輪場の建てかえ工事に要する経費である。続いて、2款1項11目防犯対策費、15節の工事請負費、こちら防犯対策経費、工事請負費65万1,000円の補正である。こちらは、防犯灯の柱等の腐食等により、緊急に立てかえが必要な防犯灯が数多く報告されたことと、荒川地区大津地内の県道拡幅工事に伴う防犯灯の移設工事で専用柱の設置が必要となったことなどから、工事費が不足となるため補正をお願いするものである。

税務 課長 同じページのその下のほうになるが、2款2項1目税務総務費では、新潟・山形地震に伴う災害関連業務及び今後見込まれる申告業務などにより時間外勤務手当の不足が見込まれることから、219万6,000円の追加をお願いするものだ。次に、2款2項2目賦課徴収費では、前事業年度の法人税額が20万円を超える法人は、事業開始の日以降6カ月を経過した日から2カ月以内に法人市民税の中間申告をして予定納税しなければならないことになっているが、確定申告による還付が多かったことから、過誤納還付金が不足するため800万円の追加をお願いするものだ。以上だ。

市民 課長 続いて、2款3項1目戸籍住民基本台帳費、職員手当、旅費のほうだ。戸籍住民基本台帳経費、普通旅費3万6,000円。こちらについては、年明け1月に東京で開催される戸籍管理者中央研修に県内から参加する2名のうちの1人として市民課長が参加するための旅費である。続いて、戸籍住民基本台帳費職員人件費、時間外勤務手当48万8,000円である。こちらは、6月18日の地震対応による事務のおくれの克服と、あとことし5月1日、平成から令和に改元されたことに伴って、その事務対応またそれに合わせて届け出が集中したものに対しての対応に関して時間外が多くなったため、補正をお願いするものである。

### 第3款 民生費

(説明)

市民 課長 続いて、19P、20Pをごらんください。3款1項5目国民年金事務費である。国民年金事務費職員人件費、時間外勤務手当5万6,000円の補正をお願いするものである。

### 第4款 衛生費

(説明)

環境 課長 それでは、21P、22Pをごらんください。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費の説明欄の1、排水路清掃等経費であるが、施設維持保全業務委託料270万円補正をお願いするものであるが、これは側溝等の清掃で土砂を撤去する。現在旧し尿処理場の一部を改造してそこで土砂を保管しているのだけれども、これを正規に処分する際の処分料として当初計上していた予算で少し不足する見込みとなったので、今回270万円の補正をお願いしたいというものである。それから、同じところだけれども、2の環境衛生費職員人件費、時間外勤務手当だが、こちら地震の対応等

で通常業務に影響が出ていて、時間外勤務手当の補正をお願いしたいというものである。次に、4款1項4目火葬場運営費になるが、次のページになる。24Pになるが、説明の1、火葬場運営経費といたして修繕料110万円の補正をお願いするものである。こちら火葬場のほう運営しているけれども、一部修繕が必要な設備が出ていて、こちらのほうをお願いしたいというものである。場所としては、荒川火葬場の炉内の一部取りかえの修繕ということ。それから、同じく荒川の火葬場だけれども、油を供給するポンプの取りかえが必要になったというような内容、それから山北の火葬場だけれども、こちら炉内の一部を修繕しなければならないというようなことになっている。それから、工事請負費の220万円についても、火葬場の設備の工事、修繕工事になるのだけれども、こちら当初計上するかどうかということでいろいろ考えていたのだけれども、まず優先するものから当初予算で見込んでいて、様子を見ていたのだけれども、やはり途中でこちらは修繕工事が必要になってきたかなということで補正をお願いするものである。荒川の火葬場だが、バーナーの部品の交換、山北の火葬場だけれども、炉内の再燃セラミックの交換、それから山北の火葬場だけれども、炉の手前の全室制御盤の修理というふうなことで、今回220万円の補正をお願いするものである。続いて、4款2項清掃費、1目清掃総務費、職員手当、時間外手当ということで、清掃総務費職員人件費のほうで補正をお願いするものである。こちらは、地震の影響で通常業務等いろいろ影響出ていて、今回時間外勤務手当の補正をお願いするというものである。以上だ。

## 歳出

### 第2款 総務費、第3款 民生費、第4款 衛生費

(質 疑)

- 尾形 修平 この市民課のほうの交通安全対策、府屋の駐輪場が傾いてということだったのだけれども、あれ新たに新築するということなのだろうか。それとも、あの今ある材料を使って改築というか建て直すということなのか。
- 市民 課長 新たに建てかえになる。まるっきりの新築だ。
- 渡辺分科会長 済みません、ページ言ってからお願いします。
- 木村 貞雄 15、16の防犯対策費の関係でお聞きするけれども、今大津の道路整備しているわけだけれども、先ほどの説明の中で電力柱立てるのだけれども、新たに間隔悪いのかわからないけれども、専用柱を使わなければならないという説明だったけれども、あそこは通りで電力柱たくさん立っているのだけれども、そういった専用柱を立てなければならないというのは何本で、どのような関係なのか。
- 市民 課長 実は、現在拡幅工事をしているところなのだけれども、金屋方面に向かうと、右方向に歩道がつく。電柱が立っているのが反対側のほうになっていて、本来歩行者等の安全を図るために防犯灯を設置しなければならないのが道路の反対側ということで、これではいけないということで、歩道がある側のほうに専用柱で設置をしようということで、経費が不足してきたということで補正をお願いするものである。
- 木村 貞雄 本数は何本ぐらいなのか。それと、どんな柱立てるのか。
- 市民 課長 専用柱のほうは、高さ5メートルのものを6本になる。
- 木村 貞雄 高さ5メートルということは、埋まる分もあるわけなので、相当低くなるよね。それで十分なのか。
- 生活人権室長 基本的に埋設する場合は、全長の6分の1を埋設するというので、防犯灯の設置

- 木村 貞雄 基準が大体4メートルぐらいのところにつくので、基準どおりなので、大丈夫だ。それと、21、22の関係なのだが、一番下の環境衛生費の排水路の関係なのだが、毎年これ出ているのだけれども、当初予算立てて毎年決算になればふえているのだけれども、何で当初予算に予算化しないのか。
- 環境 課長 当初予算のほうである程度見込みは出すのだけれども、最終的に例年ベースで様子を見るというふうなことに落ちつくケースが多くて、あと下水道などが普及していくと、側溝のほうの掃除の堆積物も減っていくのではないかとということも考えられるのだけれども、なかなかそういったところも見込みどおりには動かないなということで、毎回で申しわけないのだけれども、補正にちょっと上げさせていただくことが余計になっているということである。
- 木村 貞雄 そうすると、来年というか新しい年もそういう考え方でしていくのか。例えば建設課の除雪費なんかは、一定のまずレベルで予算化して、雪いっぱい降ったりして、そういう関係あるからそういった補正でやっていくのだけれども、普通一般考えるのは、普通の想定しながら結果が組むわけなので、どうか、そんな簡単ではない、それは補正出すのは。そういう今の考え方でやっていくのか。
- 環境 課長 どうしても補正ばかりでお願いするということではないのだけれども、清掃自体が毎年必ずやるとは限らない。経費のことも考えて2年に1遍するとか、そういったご町内も出てきたりして、なかなか見えない部分もあったりして、それで当初予算ベースでは大体例年の予算現額で組まさせてもらっているというのが現状である。ただ、やっていくとなかなか思いどおりにならず、補正でお願いするということになって申しわけないのだけれども、こんな形で対応させていただいているところである。
- 木村 貞雄 終わる。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 日程第6** 議第123号 平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち市民厚生分科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長(税務課長 建部昌文君、市民課長 八藤後茂樹君、環境課長 中村豊昭君)から歳入の明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

## 歳入

### 第1款 市税

(説明)

- 税務 課長 それでは、平成30年度歳入歳出決算書の11P、12Pをお開きください。歳入の第1款市税であるが、市税全体での収入済額は66億3,746万5,998円で、前年度比較では5,964万6,260円の減となった。収入済額を税目別に見ると、1款1項市民税は26億4,935万9,343円で、前年度比較では個人市民税は減少したが、法人市民税の増加によって2,864万6,049円の増となった。1款2項固定資産税は33億3,919万6,062円で、前年度比較では評価がえにより評価額が下がったことにより8,353万4,415円の減。1款3項軽自動車税は2億926万5,706円で、前年度比較では新税率適用の軽自動車

の増加により649万4,440円の増となった。1款4項市たばこ税は3億8,438万1,827円で、前年度比較ではたばこの売り渡し本数の減少によって1,039万5,834円の減。1款6項入湯税は5,460万750円で、前年度比較では入湯客数の減少により122万9,500円の減となった。不納欠損額は3,490万4,469円で、前年度比較では1,081万1,164円の減、収入未済額は1億8,871万1,039円で、前年度比較では4,110万3,794円の減となっている。不納欠損については、地方税法で定める滞納処分の執行停止及び時効による消滅等によるものである。市税全体の徴収率については、現年課税分で99.34%となり、前年度を0.01ポイント上回った。また、現年課税分及び滞納繰越分合計では96.74%となり、前年度を0.69ポイント上回っている。第1款市税の説明は以上である。

### 第11款 交通安全対策特別交付金

(説明)

市民 課長 11款1項1目交通安全対策特別交付金である。11款交通安全対策特別交付金802万8,000円、前年度比較で76万5,000円の減である。こちらのほうは、交通違反の反則金収入を原資として、交通安全施設整備の財源として国から県を経由して市町村に交付されるものである。

### 第12款 分担金及び負担金

(説明)

市民 課長 17P、18Pをごらんください。12款2項1目総務費負担金、1節戸籍住民基本台帳費負担金である。まず、1番、旅券交付事務負担金11万8,400円、こちらはパスポートの交付の関川村分を代行している分の負担金である。続いて、戸籍電子情報処理事務負担金36万円、こちらは村上市の戸籍システムを粟島浦村と共同で利用する際の粟島浦村の負担金である。

環境 課長 同じページになるけれども、12款2項3目衛生費負担金の1節保健衛生費負担金のうち、備考欄の1番、火葬場運営費負担金307万3,000円であるが、これは荒川の火葬場の運営に係る関川村からの負担金になっている。同じ12款2項3目の2節清掃費負担金の備考欄の1、ごみ処理場運営費負担金5,009万4,000円であるが、これはごみ処理場の運営費に係る関川村のほうからの負担金になっている。

### 第13款 使用料及び手数料

(説明)

市民 課長 19P、20Pをごらんください。13款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料だ。総務管理使用料の5番、行政財産使用料7,500円、こちらは平林駅東口で公衆電話及び電柱等の土地の使用料になる。駐車場使用料120万4,000円、こちらは坂町駅前市営駐車場の使用料になる。

環境 課長 同じページである。13款1項3目衛生使用料、1節衛生使用料のうち備考欄の1、霊園等永代使用料10万円については、府屋墓地で1件あったものだ。次の2、行政財産使用料10万4,045円については、電柱とかごみ処理場内の自動販売機などに係る行政財産使用料になっている。

市民 課長 21P、22Pをごらんください。13款2項1目総務手数料の1節総務管理手数料、その2番、放置自転車等返還手数料である。こちらのほう1,000円となっている。続い

て、13款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料、こちらのほうは戸籍謄抄本交付手数料が1,323万6,400円、住民票の写等交付手数料が754万2,900円、印鑑証明等手数料518万4,900円、臨時運行許可手数料25万500円、めくっていただいて24P、身分その他証明手数料22万9,350円、個人番号カード及び通知カード再交付手数料、こちらが30万3,000円となっている。

税務 課長 済みません、21、22Pにちょっと戻っていただきたいと思う。13款2項1目第2節の徴税手数料である。収入済額は501万6,830円で、内訳は備考欄のとおり督促手数料などとなっている。

環境 課長 それでは、また24Pのほうになるが、13款2項3目衛生手数料、1節衛生手数料の備考欄の1、畜犬登録等手数料36万6,000円であるが、これは新規登録犬の鑑札交付手数料122件ほどあったが、その手数料になっている。備考欄の2、狂犬病予防注射済票交付手数料129万5,250円については、2,355頭分の手数料になっている。

#### 第14款 国庫支出金

(説明)

市民 課長 25P、26Pをごらんください。14款2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金である。説明欄の3番、個人番号カード交付事業費補助金453万3,000円、次に個人番号カード交付事務費補助金113万3,000円となっている。

環境 課長 申しわけない、先ほどの24Pにもう一回戻っていただけるか。続きもあったのだが、読み忘れた。いいか。

(何事か呼ぶ者あり)

環境 課長 大体中身は例年と同じ項目ではあるのだけれども。

渡辺分科会長 次行ってくれ。

環境 課長 済みません。それでは、25P、28P・・・

渡辺分科会長 26Pの一番下、循環型社会形成推進交付金。

環境 課長 26Pの一番下のほうになる。14款1項3目衛生費国庫補助金の1節保健衛生費補助金で備考欄の1、循環型社会形成推進交付金11万7,000円については、これは浄化槽の整備が1件あったけれども、これに対して市が補助金を出している。この補助金を出していることに対する国からの補助金が財源としてあるが、その分が11万7,000円あった。

市民 課長 27P、28Pから次のページへと続くが、14款3項1目総務費委託金である。29P、30Pをごらんください。1節総務管理費委託金、自衛官募集事務委託金、こちら3万円となっている。14款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託費、こちらが21万9,000円となっている。続いて、14款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金である。1、国民年金事務費交付金、こちらが1,033万8,657円となっている。続いて、年金生活者支援給付金支給準備取扱交付金、こちら37万8,000円となっている。この交付金については、この10月から始まる年金生活者支援給付金の実施に伴って、その要件である所得を照会するため、それに対応するためにシステム改修に充てられている。

#### 第15款 県支出金

(説明)

環境 課長 それでは、31、32Pになる。15款県支出金の1項県負担金、5目事務移譲交付金に

なっている。1節事務移譲交付金のうち備考欄の2になるが、事務移譲交付金2,566円である。こちらについては騒音、振動等に関する該当の届け出が1件だけあって、それに対する事務移譲交付金である。

市民 課長 続いて、15款2項1目総務費県補助金である。1節総務管理費補助金、その5番目、消費者行政推進事業等補助金157万円、次に空き家再生まちづくり支援事業補助金11万1,320円となっている。この支援事業補助金については、昨年度村上市空き家等対策計画を策定させていただいた。その際の策定委員会の委員の報償費等に充てられている。

税務 課長 それでは、35、36Pをお開きください。15款3項1目1節徴税費委託金の備考欄の1、個人県民税賦課徴収取扱事務委託金9,167万2,022円は、市が徴収している市、県民税のうち県民税の徴収分に係る新潟県からの委託金である。

市民 課長 続いて、15款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金である。備考欄の1、人口移動調査交付金4万3,000円、続いて人口動態調査費事務委託金、こちらが6万9,700円となっている。続いて、15款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金である。人権啓発活動地方委託事業委託金、こちらのほうが30万円となっている。これについては、人権啓発のための講演会や映画上映を実施した経費に充当されている。

## 第20款 諸収入

(説明)

税務 課長 それでは、41、42Pをお開きください。20款1項1目1節の市税延滞金は、個人市民税等市税の延滞金で、収入済額は2,185万5,474円である。税目ごとの内訳は、備考欄のとおりである。次に、43、44Pをお開きください。20款6項2目1節弁償金2,400円は、原動機付自転車または小型特殊自動車の標識紛失に係る弁償金で、1件当たり300円の8件分となっている。

環境 課長 同じ44Pになる。次のところだが、20款6項3目違約金及び延納利息、1節違約金及び延納利息の備考欄1、契約における違約金及び延納利息31万5,823円については、平成30年度の村上市ごみ指定袋の作製に当たって、一部納品されたものが不合格になった。それで、その不合格になったものについて、期日を延期してまた納品していただくことにしたのだけれども、その延期した納品期日までに間に合わないというふうなことになって、契約におけるその納期が遅延してしまったということに対する遅延違約金が31万5,823円生じたというものである。

税務 課長 次に、45、46Pをお開きください。20款6項6目1節総務雑入のうち、備考欄の一番下のほうになるが、42、精通者意見価格調査料は、相続税及び贈与税課税の基準となる土地価格の調査料だ。また、43、譲渡林分調査料は相続税、贈与税における立ち木の標準価格の評定などの資料を得るための譲渡林の現場調査手数料で、いずれも関東信越国税局からの収入となっている。次に、44、収納推進員報酬過年度分返還金は、収納推進員の産前休暇取得に伴う報酬の返還金である。

市民 課長 続いて、47、48Pをごらんください。同じく45、交通災害共済事務取扱交付金である。こちらのほうは212万8,985円となっている。

環境 課長 同じページになるけれども、中ほどになる。20款6項6目3節の衛生雑入のうち、備考欄の1、資源ごみ等売却収入1,053万9,615円については、資源ごみとして収集したペットボトル、アルミ、紙等の売却による収入になっている。同じところだが、備考欄の4、ごみ処理場の有価物売却収入357万3,261円については、ごみ処理場に



搬入された鉄くず等の売却収入になっている。以上だ。

## 歳入

### 第1款 市税

(質 疑)

木村 貞雄 市税について税務課長に伺うけれども、今回不納欠損額が23.6%減少し、収入未済額も17.9%減少して大変いいことなのだけれども、その昨年度の前の年に対する、昨年度は増額だったのだけれども、非常によくなったということで、どんな影響があったのかということなのだけれども、見てみると固定資産税が抜群に今減額になった、不納欠損も減額になったということで、この不納欠損の内訳の監査委員の資料なのだけれども、この3つに区分けされているけれども、よくわからないので、全体的に件数としては518件で、昨年度336件に対して件数はふえているのだけれども、物すごく減っているということなので、ちょうど地方税法第18条の第1項の時効消滅という、この部分に関して70件という件数がぐっと減っているのだけれども、これらについてのそういったことの説明ちょっとお聞きしたいのだけれども。

税務 課長 この不納欠損については、執行停止3年間継続と、あとが納期限後5年経過による時効消滅、それから即時欠損処分というのがあるけれども、特に不納欠損額が大幅減になった理由としては、この即時消滅、これが平成29年度は高額案件があった。約2,040万円ほど即時消滅あったけれども、平成30年度は約840万円と大幅に減ったのが要因である。

渡辺分科会長 木村委員、いいか。

木村 貞雄 はい。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第11款 交通安全対策特別交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第12款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第13款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第14款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第15款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第20款 雑収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長（渡辺 昌君）暫時休憩を宣する。

(午前10時52分)

---

分科会長（渡辺 昌君）再開を宣する。

(午前10時59分)

#### 歳出

##### 第2款 総務費

(説 明)

市民 課長 それでは、69P、70Pをごらんください。2款1項9目交通安全対策費だ。1、交通安全対策一般経費1,982万229円である。続いて、2番、交通安全対策施設管理経費709万8,948円、これは主にカーブミラー等の設置、維持管理経費になる。3番、交通安全対策費職員人件費3,875万3,294円となっている。続いて、2款1項10目消費者行政費だ。消費者行政経費475万9,942円だ。消費生活相談員の報酬2名分ほか経費となっている。1Pめくっていただいて、71P、72P、2款1項11目防犯対策費、1、防犯対策経費6,395万1,457円、こちら主に防犯灯の維持管理の経費となっている。2番、空き家等管理不全防止対策経費167万6,363円だ。こちらは、歳入のときも説明いたしたが、ことし3月に村上市空き家等対策計画を策定いたしたが、

- その関連経費となっている。
- 税務 課長 それでは、77P、78Pをお開きください。2款2項1目の税務総務費の備考欄をごらんください。2の税務総務費経費であるが、一番下の補償金21万8,073円は、税務課がリースしていた事故に伴い廃車した山北支所所管の車両について、リース契約先への車体価値相当分の補償金である。次に、3の税務総務費職員人件費の2億1,387万2,093円は本庁、支所合わせて30人分の人件費である。次に、2款2項2目賦課徴収費だが、備考欄1の賦課徴収経費のうち、真ん中からちょっと下の画地認定業務委託料から標準宅地時点修正業務委託料までについては、資産税関係の委託料で、毎年の土地、家屋の移動処理を行うための業務委託料や令和3年度の評価がえ関連の業務委託料などである。その下の過誤納還付金1,932万8,353円は、法人市民税の予定納税の精算による還付が主なもので、ほかには所得更正、償却資産の修正申告などによって還付したものである。
- 市民 課長 続いて、2款3項の1目戸籍住民基本台帳費だ。戸籍住民基本台帳経費981万4,231円だ。こちらは、臨時職員2名の賃金を含む戸籍住民基本台帳事務に係る経費となっている。ページをめくっていただいて、79P、80Pになる。備考欄の2、パスポート事務経費16万4,932円、3番、戸籍住民基本台帳費職員人件費1億3,989万7,061円となっている。

### 第3款 民生費

(説明)

- 市民 課長 87P、88Pをごらんください。3款1項1目社会福祉総務費、備考欄一番下、18番、人権・同和対策費190万6,015円となっている。

### 第4款 衛生費

(説明)

- 環境 課長 それでは、111P、112Pになる。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費である。予算額1億3,652万4,000円に対して、支出済額は1億2,127万1,766円である。それでは、事業ごとに備考欄のうち主なものをご説明いたします。備考欄の1、環境衛生総務一般経費については、支出済額520万7,910円である。1行目の環境審議会委員報酬10万1,000円については、委員会1回の開催になっている。2行目の講師・指導員謝礼22万2,740円については、市民講演会における講師への謝礼2人分である。3行目の環境基本計画等進捗管理委員会委員報償については8万2,100円だが、委員会1回分の支払いになっている。16行目だが、施設維持保全業務委託料28万7,864円については、市営墓地の草刈り業務の経費である。1行飛んで、18行目の伐採業務委託料については115万5,600円であるが、こちらは市営墓地の枯れ木とか支障木の伐採処理に要した経費である。次の19行目の機械器具購入費43万2,000円については、床下消毒などに使う煙霧消毒器が老朽化したため1台購入したものである。次の20行目のその他備品購入費185万5,440円については、羽黒町墓地地内の無縁供養墓地建立によるものだ。これ当初予算で工事請負費で組んでいたのだが、実際物といたしてほとんどが墓石の費用だということになって、工事ではなくて備品の購入というふうなことで、工事請負費から備品購入費に移してそちらで執行させていただいたものである。次の21行目の害虫駆除用薬剤購入補助金については、害虫の駆除のために薬剤購入をしたご町内、集落に補助金を出しているものである。31件は

ど申請があった。次、備考欄の2、排水路清掃等経費については、支出済額1,678万4,534円である。主なものとしたしては3行目、施設維持保全業務委託料1,182万2,840円、こちらは排水路の清掃業務や排水路の土砂の運搬業務等に係る委託料になっている。3行目の工事請負費398万772円については、旧し尿処理場の設備の一部をそれまで高平の土砂の一時仮置き場にしていただけだが、そのかわりの施設ということにするために、改修の工事費、それからそれに付随する電気設備などの工事行った経費になっている。次、備考欄の3番目、畜犬登録等経費、支出済額62万6,734円である。こちらは、登録や狂犬病予防注射に要した費用である。主なものとしたしては、4行目の通信運搬費は、狂犬病予防接種案内の通知等の経費、5行目の狂犬病予防注射済票交付委託料6万2,514円については、注射済み票の交付に係る委託料を新潟県獣医師会のほうにお願いするが、その経費になっている。次の備考欄の4の新エネルギー推進事業経費、支出済額1,037万2,000円であるが、1行目の住宅用太陽光発電システム設置費補助金872万3,000円については、申請が27件分であった。2行目の木質バイオマスストーブの設置費補助金164万9,000円については、17件の申請があった補助金である。備考欄の5、岩船沖洋上風力発電推進事業経費、支出済額168万8,452円である。主な支出としたしては、1行目の社会保険料と2行目の事務補助員賃金であるが、これは臨時職員1名分になっている。113、114Pのほうに移るが、備考欄の6、個別浄化槽経費、支出済額644万8,853円である。主なものとしたしては、2行目の合併処理浄化槽維持管理費助成金517万8,853円については、300件分の維持管理費助成金と27件分のブローア交換助成金になっている。3行目の合併処理浄化槽設置費補助金124万円については7人槽1基分、荒沢の集落のほうであるけれども、そちらの補助金になっている。備考欄7の環境衛生費職員人件費については、職員9人分の費用である。次に、4款1項4目の火葬場運営費、予算額2,538万3,000円に対して、支出済額は2,507万4,464円である。備考欄の1、火葬場運営経費のうちの主なものとしたしては1行目、修繕料253万4,696円については、3施設11件の修繕料である。耐火台車とか炉内の再燃焼室、バーナーといった燃焼系の消耗部品の修理が主なものになっている。2行目の指定管理料1,267万1,568円の内訳としたしては、荒川の火葬場が398万6,393円、村上の火葬場が407万7,580円、山北の火葬場が460万7,595円となっている。4行目の工事請負費766万440円については、村上の火葬場では耐火物の補修工事やバーナーモーターの交換工事など、それから荒川の火葬場では休憩室、第1休憩室のエアコンの入れかえ工事や耐火台車の上下部品取りかえ工事など、山北の火葬場では燃焼室のセラミックの張りかえ工事などがあった。次、5行目の機械器具購入費57万9,960円については、これは除雪機を1台購入させていただいたものだ。村上の火葬場の無相院ということである。次に、4款1項6目の公害対策費である。予算572万9,000円に対して、支出済額は477万9,714円であるが、備考欄の1、公害対策一般経費のうち主なものとしたしては、2行目の自動車騒音常時監視業務委託料139万3,200円については、騒音規制法に基づく調査であって、平成30年度は国道345号の緑町4丁目地内と瀬波上町の2カ所で実施をいたした。3行目の水質検査委託料104万7,600円については、公共用水路等38カ所、地下水31カ所で水質検査をした経費になっている。4行目の臭気測定検査委託料213万8,400円については、朝日地区で8カ所、村上地区で2カ所、神林で5カ所、荒川1カ所の臭気測定をしている。次、115P、116Pに移るが、116Pの中ほどになる。4款2項清掃費、1目清掃総務費である。備考欄の1、不法投棄対

策経費は、支出済額が13万7,202円である。主なものとしたしては、2行目のごみ・危険物等収集処理委託料4万640円については、道路脇などに不法投棄されたタイヤなどの処分に係る経費である。備考欄の2、清掃総務一般経費については、塩町にある環境課の倉庫の管理費や各団体の負担金などで、支出済額が47万4,110円である。主なものとしたしては、3行目の修繕料27万円については、その倉庫の外壁が壊れて、その修理費用になっている。備考欄の3、清掃総務費職員人件費については、職員7人分の経費になっている。備考欄の下のほうになるが、4款2項2目より予算流用27万円とあるけれども、これは先ほどご説明いたした塩町倉庫の修繕料27万円、これがちょっと急ぎだったもので、そちらのほうへの流用対応で27万円させていただいた。次、4款2項2目の塵芥処理費である。予算額8億2,468万6,000円に対して、支出済額は8億1,368万3,571円になっている。備考欄の1、ごみ清掃対策経費については、支出済額3億3,213万486円である。主のものとしたしては、2行目の消耗品費2,114万333円のほとんどは、指定ごみ袋の作成費用になっている。これだけで金額が1,998万円となっている。作製枚数としたしては大が125万枚、中130万枚、小45万枚になっている。5行目のごみ袋等取扱手数料1,137万5,100円については、ごみ指定袋の取扱店に対してごみ袋の販売販売代金15%を取り扱い手数料として支出しているものである。7行目のごみ・危険物等収集処理委託料2億9,255万5,394円については可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等の収集に係る委託料になっている。次、118Pに移るが、118P上から6行目になるが、生ごみ自家処理用機器設置費補助金11万1,300円については、コンポスト15基と生ごみ処理機4基、合計19基に対する補助金になっている。備考欄の2、ごみ処理場運営経費については、支出済額が3億9,078万4,923円である。主なものとしたしては、5行目にごみ・危険物等収集処理委託料713万2,108円ある。こちらは、廃乾電池などの運搬処分経費と廃家電等の運搬処分経費が主なものになっている。8行目のごみ処理場運営業務委託料3億1,256万6,710円については、ごみ処理場の運営をしている村上環境テクノロジーへの委託料である。9行目の運営モニタリング業務委託料507万6,000円については、ごみ処理場の運営を定期的に監視する業務委託をしているが、それに係る経費である。1行飛んで11行目、固化灰運搬埋立業務委託料509万4,762円については、焼却灰の飛灰を固化したものを荒沢処分場に運搬し、埋め立てする業務の委託料である。12行目、焼却灰の資源化業務委託料5,739万8,094円については、焼却灰の主灰を資源化するために、県外のリサイクル会社に処理を委託しているものである。備考欄の3番目、最終処分場運営経費については、支出済額が8,230万4,741円である。主なものとしたしては、3行目の消耗品費425万5,840円については、水処理に係る薬剤購入費である。5行目の光熱水費451万1,804円については、荒沢最終処分場の電気料、6行目の修繕料232万3,801円については、こちらも荒沢最終処分場の設備や車両の修理代となっている。少し飛んで、13行目に設備保守点検業務委託料832万5,694円というのがあるが、これは消防設備や自家用電気工作物、調整槽、浄化槽などの保守点検業務に係る経費である。14行目の測量設計等委託料1,296万円については、最終処分場の施設整備計画の作成及び浸出水処理施設機能検査の費用である。17行目に施設管理業務委託料1,492万5,600円があるが、これは荒沢最終処分場の水処理施設の維持管理業務委託料になっている。18行目の水質検査委託料278万8,560円は、荒沢及び板屋越の処分場に係る放流水や地下水の水質検査に係る費用である。20行目の工事請負費2,696万7,600円については、北大平の取水設備の

堆積土撤去工事と、それから設備の水源地の土砂撤去工事及びバルブの取りかえ工事に要するものである。土砂の撤去については、春先既にいっぱいになっていたので、緊急で一旦最低限の部分を取り除いて、それから再度通常行うような工事を行って、2回に分けてこの年は行っている。備考欄の4、荒川郷施設維持管理経費、支出済額846万3,421円であるが、主なものとしたしては、3行目の修繕料147万3,120円については、ポンプなどの設備の修繕に係った経費になっている。6行目の施設管理業務委託料275万4,000円については、水処理施設の運転管理業務になっている。備考欄の下部に4款2項1目へ予算流用27万円とあるが、これは先ほど説明させていただいた27万円である。118Pの下のほうになるけれども、4款2項3目し尿処理費、こちら予算額3億1,040万5,000円に対して、支出済額が3億754万1,191円であるが、備考欄の1、し尿収集経費については、支出済額1億2,580万983円である。主なものとしたしては、次の120Pに移るが、120Pの1行目、ごみ・危険物等収集委託料3,262万円については、平成30年度胎内市清掃センター運営管理委託料である。これは、荒川地区分のし尿及び浄化槽汚泥の処理を胎内市の清掃センターへ事務委託したものであるが、これは平成30年度で終わっている。平成31年度は、その胎内のセンターが閉じたので、こちら村上のほうのし尿処理場に来ている。備考欄の2のし尿処理施設管理運営経費については、し尿処理施設アクアセンターの維持管理、運営に係る経費である。支出済額1億8,174万208円であるが、主なものとしたしては、2行目の設備保守点検業務委託料306万8,280円については、浄化槽の貯留槽清掃及びし尿浄化槽汚泥受け入れ槽の清掃に係る委託料である。4行目の指定管理料1億1,857万3,000円については、村上市環境公社有限責任事業組合に対する指定管理料である。5行目の精密機能検査業務委託料137万1,600円については、設備の機能状態を検査いたして今後の維持管理に必要な情報の把握を行ったものである。8行目の工事請負費5,818万6,080円については、主に定期設備修繕工事として実施したのになっている。

## 第8款 土木費

(説明)

環境 課長 次、8款のほう、157、158Pになる。8款土木費、6項都市計画費、3目公園費のうち、備考欄の1、都市公園維持管理経費については、主に村上地域内の公園など31カ所と公衆トイレ4カ所の維持管理に係る経費である。支出済額1,754万2,255円であるが、主なものとしたしては、3行目の光熱水費161万1,124円については、公園のトイレなどの電気料及び上下水道料金になっている。7行目の施設維持保全業務委託料1,369万8,021円については、公園の清掃とか除草に係る経費になっている。8行目の設備保守点検業務委託料48万8,293円については、公園等のトイレの浄化槽に係る保守点検及び清掃業務の委託料になっている。飛ぶが、12行目に機械器具購入費17万7,984円があるが、小型発電機と刈払い機を購入したものである。以上だ。

市民 課長 先ほど民生費のところ国民年金事務費の説明を落としてしまったので、95・・・  
渡辺分科会長 ページ数言ってくれ。  
市民 課長 95P、96Pだ。よろしいだろうか。3款1項5目国民年金事務費である。備考欄の1、国民年金事務経費161万7,797円だ。こちらは、臨時職員1名の賃金を含む事務経費になる。備考欄の2、国民年金事務費職員人件費819万8,539円だ。こちらは、

職員1名分の人件費となっている。以上だ。

## 歳出

### 第2款 総務費

(質 疑)

- 尾形 修平 72P、防犯対策経費なのだけれども、これ主に防犯灯の経費だということなのだけれども、LED化を今村上市でも進めていて、LED化率がどのぐらいになっているのかというのと、あと今後のスケジュールとして市内全域で多分そういう方向に持っていくのだと思うのだけれども、どの程度の期間を見てやられようとしているのか教えてくれ。
- 市民 課長 LED化の状況であるけれども、現在市内にある9,000余りの防犯灯のうち2,715がLED灯化されていて、比率としては29.9%となっている。スケジュールについては、生活人権室長に答弁させる。
- 生活人権室長 スケジュールの部分に関しては、当初平成28年度からこの計画を始めたが、当初は年間800灯ずつで10年のスパンでやる予定でいたが、昨年の予算時期にこの対策経費に関してはちょっと減額になってきたので、今のスケジュールでいくと、今年度の予算ベースでいくともう10年ぐらいかかるかなというふうに予測している。以上だ。
- 尾形 修平 これ、私も何回も委員会で質問しているのだけれども、光熱費でいくと電気料が下がってきている状況の中で、効果として課としてはどういうふうに考えているか。ただ単に電気料が安くなってきたというのと、やっぱり明るさが違うよね、防犯灯の。その辺地域の人とかの声とかも届けられていると思うのだけれども、いかがか。
- 市民 課長 実際LED化されて明るさも変わったし、一応実質寿命も延びるということになっている。また、機器自体が非常にコンパクトになるので、これらについては今後も引き続きできるだけ予算確保に努めてLED化を推進していきたいと思う。
- 尾形 修平 よろしく願います。
- 河村 幸雄 今回の防犯灯のところである。ちょっと余りにも莫大な話だけれども、防犯灯というのは年に要望があったりして当然つけるところもあるのだろうけれども、どの程度の箇所をつけておられるのだろうか、昨年度のを参考までに。新規。
- 市民 課長 申しわけない。LED交換数、新設を含む分ということで、数字は出ているのだが、それでもよろしいか。
- 河村 幸雄 いい。
- 市民 課長 平成30年度は、新設を含むLED化が686件となっている。
- 河村 幸雄 それと、防犯灯設置に当たり、その地域の人々の声という話も先ほど出ていたが、いろいろ協議を重ねて防犯灯設置に至るわけだろうけれども、その設置に当たる判断というのだろうか基準というのだろうか、どういう場合を満たしたら取りつけていただけたらとか、要望があれば必ずつけるという話でもないかと思うけれども、その辺ちょっと教えてくれ。
- 市民 課長 では、室長に答弁してもらおう。
- 生活人権室長 基本的に区から来た要望に関しては、現地に行っている部分、通学路だとかそういうふうなところを加味して必要かどうかまず確認いたす。基準とすれば、スパン50メートル区間で1つというのが今うちの基準になっているので、それに当てはまるかどうかを見てやるし、人家連担が続いている集落の中に関しては、うちのほうから区のほうに補助を出してつけていただく。人家連担を50メートル以上外れた

ところに関しては、村上市のほうで現地を確認して、必要であればそこをつけていくような状況である。以上だ。

河村 幸雄

ありがとうございます。

木村 貞雄

ちょっと確認するけれども、修理に出すよね、何か蛍光管つかなくなったりすると。業者頼むだろう。その場合に、どの程度になったらLED化にそっくり器具取りかえるか、あるいはその蛍光管だけ取りかえるか、その辺をお聞きする。

生活人権室長

基本的には、器具そのものを灯具というが、灯具そのものがもう耐えられない、壊れて使いものにならないというときにLEDに取りかえる。それ以外、灯具、外側が使えるようであれば球だけを取りかえるような形にしている。以上だ。

木村 貞雄

終わる。

尾形 修平

その下の空き家対策なのだけれども、今これ管理計画できて、課として今後村上市の空き家は800弱ということで認識しているのだけれども、どのように具体的な取り組みを進めるつもりなのか。これ課長、副市長もいるので、どちらでもいいのだけれども、願います。

市民 課長

空き家等対策計画を策定いたして、それに従って進めていくわけであるけれども、まず所有者、管理者がはっきりしているものについては、こちらから指導、要請等積極的に行って、周りに被害が起きないように管理をお願いしていきたいと思う。ただ、現在やはり所有者あるいはその相続者がいない建物等が徐々に出てきている。そういったものについては、今後関係機関等もいろいろ指導いただきながら対応を検討していきたいと思うが、行政代執行みたいなものは、なかなか今のところはまだ難しいと考えているが、できるだけスムーズに対応できるように今後も検討していきたいと思う。

尾形 修平

この計画の中で、私らもほかの自治体、先進地行って見てきた中で、やっぱりその空き家管理台帳というのを作成していて、それが例えば職員がかわっても引き継ぎできるように体制になっているのだけれども、市として今どの程度までその空き家に対して事務が進んでいるのかなというのをちょっと聞きたいのだけれども。

生活人権室長

ただいまの尾形委員の質問だと、今昨年度の時点で計画をつくって、その前の段階で管理のシステムを導入しているの、職員がかわったとしても、その中の履歴はそのまま引き続いていくような形となっている。

尾形 修平

その中で、今課長言った所有者の確認とかもみんなできているということなのか。七百何十件のやつが全部確認できているということなのか。

生活人権室長

9割はできているが、今ほど課長言ったように所有者不在となると特定できない部分もあるので、そういうのは今の現在棚上げというか、所有者不在という形で記録残っている。

〔委員外議員〕

高田 晃

72P、先ほどから防犯対策関係で防犯灯の質疑があったけれども、防犯灯のほうではなくて、要するに防犯対策全般で、この決算書には多分出てこないと思うのだけれども、今の現状と将来的なことをちょっとお聞かせ願いたいのだが、防犯カメラが市内で何か設置されているような場所は、ひところはなかったのだけれども、今ついているところはあるのか。

生活人権室長

自治会とか、あと駅の前とか、そういう防犯上つけなければいけないようなところに関しては、今の段階では村上市にはない、防犯カメラは。今ついているところは、



ふれあいセンターとかぐらいだ。

高田 晃 今全国自治体でも防犯体制の強化ということで、犯罪がかなりふえているので、取り組んでいるところが多いように聞いている。村上市でも、この辺は副市長いかがか、防犯カメラの設置推進については。

副市長 以前議会でもそういったご提案をいただいたことが何回かある。確かに犯罪の抑止効果、それから仮にもそういったことがあった場合、その後の検証等にも大変役立つということで認識はしている。ただ、今申し上げたように実態がそのような状況にあるということであるので、今後研究をしてまいりたいと思う。

高田 晃 ありがとうございます。

### 第3款 民生費

(質 疑)

尾形 修平 これも、ぜひ市民課しかないので、あれなのだけれども、86P、市民課長に聞いてわかるかわからないかわからないのだけれども、20節の扶助費なのだけれども、ことし8,997万円ということで、去年から見ると約3,400万円上がっているのだ。去年の決算ベースで5,550万円ぐらいで、この扶助費が、課のあれによるのだろうけれども、何でこれだけふえてきたのかなと、ちょっと誰か答えられる人いたらお願いしたいと思う。

(何事か呼ぶ者あり)

尾形 修平 86P、扶助費。

(何事か呼ぶ者あり)

尾形 修平 そうだ。去年の決算が5,550万円ぐらいだったのに、ことしは8,990万円になっているわけだ。そうすると、3,500万円ぐらい上がっているの、何でこんなに単年度でふえたのかなというのがちょっと疑問だったものだから。いや、わからねば・・・

渡辺分科会長 後で、また。

尾形 修平 では、2日目に聞くので、いい。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第4款 衛生費

(質 疑)

長谷川 孝 112P、岩船沖の洋上風力発電のことをちょっとお聞きしたいのだけれども、今回議会でも問題として鮭とかマスとかアユとかの環境的な問題と、それからもう一人の方はぜひとも進めてもらいたいと、問題指摘もあるし、進めてもらいたいという2人の一般質問があったので、ちょっとお聞きするけれども、今国とか県のほうにシフトしていて、村上市がこれから担う役割というの、どういうことになるのか。

環境 課長 村上市が担う役割ということであるけれども、今県のほうで6月13日に研究会を立ち上げた。それで、沿岸の村上市を含む市町村、それから関係団体、国とかそういったことも構成されているけれども、県はやはり県としてのエネルギー施策、その中で新潟県の洋上風力発電を推進するというふうなことが必要だと、そういうふうなことも踏まえてその研究会を立ち上げたわけである。その中で、村上市はその研究会の立ち上げについても昨年度も県と、それから近隣、胎内市も含めて何回もそ

ういう相談、打ち合わせをしながら助力してきたものである。幸いその研究会が立ち上がって今進んでいるわけであるが、これからは村上市の役割としては、まずは研究会の一員として県の施策の推進にまず役立っていかなければならないし、その延長といたしては、県が目指している県内、具体的にはこの北部エリアの村上、胎内、こういったエリアの洋上風力発電、それが法律が施行されて事業者の公募とか選定とか、これは国の役割になったけれども、その前段の促進区域の指定というふうなことも踏まえた県の動き、これらに合わせて近隣の関係者と協力しながら、村上市も推進していきたいと、そのようなことになっている。

長谷川 孝

今までだと、住民説明会というのは、市長も出ていろいろやった中でその説明会やられていたよね。今度国が例えば業者を指定して決めるという場合には、村上市が積極的に出ていくのか、それとも業者に任せるのかというのがあると思うのだ。それで、我々由利本荘市にレノバというところがやっている洋上風力発電、今回国がワンステージ上げて取り組んでくれということの4つの中の一つになっているのだけれども、あそこの場合は、もうはっきり言って由利本荘市に業者の事務所とかをきちんと張りつけて一生懸命にやっているのだ。この前の日立造船のあれから見たら、全くそういうのが見えない。つまり村上市に任せっきりみたいなのところがあったような気がするのだ。だから、今回の場合の業者がきちんとやるようにしてしまったら、やっぱり地元、村上市に事業所を設けて張りついてでもやるぐらいの姿勢を見せてもらいたいと思うのだけれども、その辺に関してはどう思うか。

環境 課長

今ちょうど法が施行されて国が責任を持ってやるよというような立場を明確にした、ちょうどその切りかわりの時期である。それで、今の段階だと、今まで前の村上市が孤軍奮闘としてきた、ああいうやり方で、市町村が単独で動いて事業者を誘致してきてというふうな動きと、それから国が責任を持ってという動きの間であって、今の国が有望な地域とした4つ、こういった中には関連があって、ある程度事業者が入り込んでいる、そういった地域がある。今のお話は、そういったところかと思うのだけれども、この先は、逆にそういったところが今度少なくなってきて、国が公募して指定してというふうにスタンスに移っていくのだろうかというふうに思っている。その中で、今ちょうど過渡期であって、具体的なモデルケースの事例というのもないのだけれども、そういった中で事業者が国が明確に促進区域の指定とかをする前にどの程度積極的な動きができるのだろうか。例えば積極的な動きを試してみても、公募の段階で選定されなければどうにもならないというふうなことがある。前の村上市が取り組んだように、市が募集して、市が選定してというのであれば、市と業者という立場で話ができるのだけれども、そういうことでないの、市が単独で業者とどういったことができるかというのは、なかなか今判断が難しいところかなと思っている。これから少し期間があれば、その事例が出てきてその辺がまたはっきりしてくるのかなとは思っている段階である。

長谷川 孝

この辺でやめるけれども、胎内市と村上市が今協力体制にある中で、いろいろな話も私も聞いている。例えば胎内市長の考え方がこうなのだからなかなか進まないのだというようなところもあるように聞いているのだけれども、今県が離島、つまり佐渡とか粟島でもそういうようなことを進めていこうというふうにこの前新聞でも載っていた。だから、これは国がする、県がすると言っても、やっぱり地元が本気にならなかつたらできないことだと思う。だから、その辺の考え方をやっぱりきちんとまとめながら、胎内市と一生懸命に頑張ってもらいたいとは私は思っているのだ。

- よろしく願います。
- 環境 課長 県の研究会今動き、立ち上がったけれども、次のステップとしてこの圏域の地域部会というものを下部組織として設けるといふふうなことになる。具体的には、その地域部会の中でもっと細かい話がされていかれるのだろうかというふうなことになっているので、ご報告させていただく。
- 木村 貞雄 今の話なのだけれども、そうすると、今研究会を立ち上げて、国から来るのを受け身の体制で、あくまでも。市では、こういったこととかという、要望とかそういうことなくして、あくまでも国、県の何か受け身のような立場で今考えているのか。
- 環境 課長 受け身の立場というか、そもそも村上市が独自で何かを・・・
- 木村 貞雄 簡単に言ってくれ、時間がかかる。
- 環境 課長 申しわけない。受け身というよりも、そもそも国がその決定権があるので、それに対して県は研究会をつくって、その決定権に対する前段としての動きを活発化しようとしている。その活発化しようとしている中で、村上市もそこに県と一緒に動いていこうということで今やっているの、受け身だけでなく国に対してその働きかけという意味も含めた研究会の立ち上げになっている。
- 木村 貞雄 今長谷川委員言ったのだけれども、あそこは東北電力さんも一緒になってやっているのだ。最初から説明会に行ったときは東北電力さんもいて、だから市民の皆さんにただ市だけでやっているのではなくて、物すごく信用されるのだ。電気のこと詳しいし、私言いたいのは、ただ今までの大学の先生来て、私らも講演あって聞きにいったのだけれども、電気のことわからないのだ。それで、電気を起こすのはわかるけれども、ではどうやって電気をどこまで持っていくのといった場合にわからないのだ。だから、東北電力さんが入っていれば、例えば村上の海岸で電気を起こして、ではどこに持っていく場合に・・・
- 渡辺分科会長 済みません、木村委員、質問の趣旨もっとはっきりして。
- 木村 貞雄 だから、内容をそういうことを理解しないと進まないわけで、最後になって今までのやつはだめになったわけだから、要するにそういったいろんなことを調べていかないと、ただ電気を起こすだけではだめなのだ。そういったことを考えてやってもらいたいということ。
- 環境 課長 そのご意見ありがとうございます。そういったことを踏まえて、これからも検討してまいりたいと思う。
- 尾形 修平 116Pの不法投棄の件に関して、これ小杉議員からも一般質問で出たけれども、消耗品というのは、質問の答弁の中で看板設置とかというようなことで約10万円ということで課長が答弁されたけれども、この予算見ると、やっぱり今の村上市の現状見ると、まだまだその看板とか啓発のための経費というのは私必要なのではないかなと思う。この消耗品の下の方の収集委託料に関しても、これは事業者のほうに委託しているやつで、課のほうで直営で多分やっているのもかなりあると思うのだ、私は。例えば各町内、集落また各種団体がボランティアでやったごみのやつなんていうのは、ここに入っていないわけだよ。入っているのか。
- 環境 課長 環境美化活動なので、各集落とか有志の方たくさんされていらっしゃってありがたいと思っているが、その辺にかかった経費はここには入っていない。これは、あくまで道路の脇にあって市が回収してきた廃棄物の処分費とか、消耗品はおっしゃるとおり廃棄物、ここ捨ててはいけないとか、見ているよとかという防止看板の作製、30枚ほど作製したけれども、その作製費用になっている。先ほどのその美化活

尾形 修平 動の経費はここには入っていない。  
 副市長 だから、副市長、来年度の予算も含めて、村上市でお客様を迎える観光都市目指しているわけだから、前にも相馬エイさんいたときは、道路に草生えていてどうなのだということをさんざんっばら言われて、今も現状やっぱり村上市まだまだその辺おこなっているなど私思うので、ぜひこの辺にも予算のほうでお願いしたいと思う。  
 木村 貞雄 市内外から多くのお客様がいらっしゃる。訪れてよしということもあるし、そこにごみがちらかっていたということでは、確かによろしくないというふうに思うので、そこは十分に研究、検討をしていきたいというふうに思う。  
 環境 課長 言うの忘れたのだけれども、公害対策の関係で、113、114なのだけれども、先ほど説明の中では神林地区がこの臭気測定の検査委託料のその箇所なのだけれども、たしか説明で5カ所と言ったよね。前は何か6カ所だと思ったのだけれども、それ先般区長会の人たちとの懇談の中で、まだにおいがあると、そういったことで、前には岩船地区のほうからもいろんな苦情あったと思うのだけれども、最近はそういう苦情はないか。  
 木村 貞雄 箇所については、前6カ所かちょっと確認、今わからないのだが、5カ所というのは、実際言うと坂上ファーム、高橋農産、竹内農場、牧目の増田・細野農場、それから神林のJR脇の高橋農産さん、この5カ所である。苦情については、今も当然ある。実は、昨日ぐらいに川崎議員さんのほうからも直接私のほうにいただいているし、本当私の地元の区長さんからも、私に直接来たりしているので、そういう苦情がなくなったというようなことはない。そういう実態も、当然私も岩船で実態よく承知しているので、その辺のところはお話しお伺いして、今後の活動、対策につなげていきたいと思っている。いずれにしても、これは岩船の例ではないのだけれども、山辺里のほうの例なのだけれども、地元の方と一緒にして新たに協定を結んで、とりあえず具体的なその対策、防止の動きをさせてもらっているような事例もあるので、地道なやはり動きも重要なのだと思うので、今後も十分そういったことを踏まえた対策をさせていただきたいと思っている。  
 河村 幸雄 どうぞきめ細かな対策でやってほしいのだけれども、よろしく願います。  
 環境 課長 114P、火葬場運営ということである。老朽化が進む葬祭場である村上葬祭場においては七、八年めどに新設するか改築するかとか、そういう考えもあるという中で、検討委員会というのはいつから、やっぱり七、八年後建てるなんていう話なのであれば、そういうものがもう大切になってくるかと思うので、いつからそういう状況になってくるのだろうか。  
 河村 幸雄 具体的に庁内の内部の検討委員会を立ち上げて検討を始めている。ある程度行政側としてのスタンスというものを固めないと、外部の委員さんにもんでもらうにしても、ゼロベースからもんでくれという話ではないので、やはりその辺しっかり固めてからではあるけれども、なかなかこれいろいろ難しい問題もあるが、今現在内部での検討をしている段階である。  
 環境 課長 それともう一つ、今身寄りのない人というような形で行政側が火葬を行うというようなことが近年全国的にあるかと思うけれども、どの程度村上市ではそのようなことがあるのだろうか。  
 河村 幸雄 火葬場を運営している側なので、そういったことあるのは承知しているけれども、実は環境課のほうでなくて福祉サイドのほうに話になっている。  
 河村 幸雄 わかった。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 第8款 土木費

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

高田 晃 1点だけちょっと確認だけれども、都市公園の関係で維持管理費決算額のっているけれども、昨年10月ごろだったろうか一斉点検やったと、公園関係全部。そのうち53カ所の都市公園で、いわゆる施設の設備でもう使用ができないとか老朽化になっているとか、そういうのの場所がその後この決算に改善したような改修費なんか計上されていたか。

環境 課長 実は、環境課のほうは軽微な維持が担当であって、根本的に補修するとかつくり直すとか、そういったものについては、もともとの公園をつくった所管課のほうで対応しているので、ここの経費にはのっていない。

高田 晃 餅は餅屋だけれども、そうすると規制をしているのは環境課でないのか、いわゆる制限をしているのは。

環境 課長 うちの課ではなくて、もともとの施設をつくったほうの所管課になっている。

渡辺分科会長 2問までなので。

高田 晃 わかった。

分科会長（渡辺 昌君）散会を宣する。

（正 午）